

平成 30 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した 契約の締結実績の概要について

平成 31 年 4 月 26 日
国立研究開発法人情報通信研究機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結実績の概要を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

1. 平成 30 年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成 19 年 12 月 7 日閣議決定。平成 30 年 2 月 9 日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから環境配慮契約の締結に努めた。

2. 平成 30 年度における環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている、①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④省エネルギー改修事業に係る契約、⑤建築物に関する契約、⑥産業廃棄物の処理に係る契約のうち、①及び⑥について環境配慮契約を締結した。

なお、②、③、④及び⑤については環境配慮契約締結の実績はなかった。

① 電気の供給を受ける契約

平成 30 年度における契約のうち、高圧電力等（契約容量が 50kWh 以上）における環境配慮契約を締結したのは 8 件（電力の契約量は 39,644,200kWh）、環境配慮契約(裾切り方式)を実施し不調・不落となり競争入札による契約を締結したのは 3 件（電力の契約量は 10,334,700kWh）であった。

また、低圧電力等（契約容量が 50kWh 未満）においては全て随意契約を締結しており、12 件（電力の契約量は 117,447kWh）であった。

⑥ 産業廃棄物の処理に係る契約

平成 30 年度における契約のうち、環境配慮契約を締結したのは 3 件、競争入札（裾切り方式未実施）は 1 件、随意契約を締結したのは 3 件であった。